

事 務 連 絡
令和8年5月11日

(一社)名古屋林業土木協会 殿

中部森林管理局 森林整備部長

令和8年度におけるクマ類の出没に係る適切な対応について

平素から、国有林野事業の実施に特段のご協力を賜り感謝申し上げます。

近年、クマ類による人身被害の発生が相次いで報告され、令和7年度はクマ類による人身被害が過去最多を大幅に更新しています。クマ類本来の生息域である森林に近い環境だけでなく、多くの地域でクマ類が人里に侵入し、人身被害が増大・多様化・広域化しており、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっています。

このような状況であることから、別紙のとおり林野庁国有林野部管理課長、経営企画課長及び業務課長から通知があり、同通知内容について中部森林管理局としての対応を職員へ周知徹底を図っています。

国有林野内における請負事業者等や入林者への注意喚起を行うとともに、クマ類との遭遇による人身被害の未然防止に努めるため、通勤時や事業実行中にクマの出没を確認した際は、速やかに各署等へ報告するよう協力をお願いします。

なお、出没情報の情報共有等については、市町村等の関係機関との連携を図り、各県で公表しているクマ出没情報サイトに反映してもらうため、速やかに、出没地点の位置情報や、出没の状況等を報告します。

つきましては、クマ類の出没に係る適切な対応についての趣旨をご理解いただき、傘下会員に周知を図っていただくよう、ご協力をお願い申し上げます。

(担当：企画官(間伐推進))

事務連絡
令和8年5月7日

名古屋事務所長（副所長扱い）
各森林管理署長
木曽森林管理署南木曽支署長
愛知森林管理事務所長
木曽森林ふれあい推進センター所長
森林技術・支援センター所長
伊那谷総合治山事業所長

殿

中部森林管理局
総務企画部長
計画保全部長
森林整備部長

令和8年度におけるクマ類の出没に係る適切な対応について

このことについて、別紙のとおり林野庁国有林野部管理課長、経営企画課長及び業務課長から通知があったので、同通知内容について職員への周知徹底を図るとともに、国有林野内における請負事業体等や入林者への注意喚起を行い、クマとの遭遇による人身被害の未然防止に努めるなど、安全確保に万全を期されたい。

なお、出没情報の情報共有等については、市町村等の関係機関との連携を図りつつ、下記により適切に対応いただくようお願いする。

記

1 職員等による巡視及び出没情報の情報共有

(1) 職員等による巡視活動について

事業実行における出張時や林野巡視等においてクマの出没を確認した場合（私有林内を含む）は、速やかに市町村等の関係機関に連絡し、情報共有を図ること。

なお、請負事業体等に対しても、通勤時や事業実行中にクマの出没を確認した際は、速やかに報告するよう周知徹底を図ること。

(2) 出没情報の連絡体制及び情報共有について

(1) の巡視活動やレクリエーションの森等における、園地、歩道、野営場

等や、登山道及び林道等において出没情報を得た場合は、各県で公表しているクマ出没情報サイトに反映してもらうため、速やかに、当該市町村の鳥獣担当者に出没地点の位置情報や、出没の状況等を電話等で報告するようあらかじめ連絡体制を確立しておくこと。

(3) 出没情報データの活用について

管内4県では、市町村のクマ出没情報データと連携し、ホームページ（岐阜県・愛知県）や、アプリ（長野県・富山県）により、クマの出没場所等がリアルタイムで把握できるよう整備されていることから、職員及び入林者等に周知の上、安全確保対策として活用を図ること。

《各県のクマ出没情報サイト等》

【富山県】 「出没情報地図 クマっぷ」 (アプリ)

<https://www.pref.toyama.jp/1709/kurashi/kankyoushizen/shizen/kj00018641/kj00021627/kj00021627-004-01.html>

【長野県】 「ツキノワグマ情報マップ」 (アプリ)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shinrin/sangyo/ringyo/choju/joho/kuma-map.html>

【岐阜県】 「岐阜県クママップ」 (岐阜県 HP から)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4964.html>

【愛知県】 「クママップ」

<https://kumamap.com/jp/places/aichi>

2 市町村等からの協力依頼への対応について

市町村等から、国有林内における箱わなの設置等、クマ類の捕獲に係る土地の提供依頼等があった場合は、地域の安全確保の観点から、積極的に協力を行うこと。なお、箱わなの設置については、「鳥獣の捕獲等に係る国有林野への入林について」(平成27年8月10日 27林国経第28号 林野庁長官通知) 1-(1)-(イ)に基づき入林届により対応すること。

また、市町村より緩衝帯整備に関する情報があった場合には、保全課まで報告されたい。

担当：企画官（安全衛生）
企画官（間伐推進）
野生鳥獣管理指導官

事務連絡
令和8年4月27日

各森林管理局
総務企画部長 殿
計画保全部長 殿
森林整備部長 殿

林野庁 国有林野部
管理課長
経営企画課長
業務課長

令和8年度におけるクマ類の出没に係る適切な対応について

近年、クマ類の市街地周辺への出没や人身被害の発生が相次いで報告されており、令和7年度はクマ類による人身被害が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心が脅かされる深刻な事態が発生したところである。例年、春期においては、クマ類の冬眠が明け、林業事業体や入林者との不慮の遭遇が懸念される。

このような中、環境省は、別添1のとおり、「令和8年度クマの出没に係る適切な対応及びクマに関する情報提供について（依頼）」を各都道府県の鳥獣行政主管部局長宛てに発出し、クマ類の出没に関する情報提供の依頼等を行っている。

各森林管理局・署等においては、国有林野内におけるクマ類による林業事業体や入林者の人身被害を防止するため、都道府県、市町村等とも連携の上、環境省作成の「クマ類の出没対応マニュアル」、各自治体がホームページ等で公表するクマ被害の防止に関する情報等を参考にした情報発信や、別添2のチラシ「クマに遭遇しないために」の配布など、注意喚起を徹底されたい。

また、職員が地域住民の生活圏と近接する森林等を官用車により走行・巡視する際にクマ類の出没を確認した場合は、市町村等の関係機関へ連絡し、情報共有を図られたい。

あわせて、職員に対し、国有林野内におけるクマ類による人身被害等の防止に向け、林内に立ち入る際は、クマ類と遭遇する危険性があることを常に意識し、クマ鈴やクマスプレーを携帯するとともに、新しいクマ剥ぎや足跡等の痕跡に注意するなど、遭遇リスクを回避する対策及び遭遇した際の対策を怠らないよう、「職員の安全確保について」（平成25年3月26日付け24林国管第152号林野庁長官通知）等に基づく適切な指導を徹底されたい。

各都道府県

鳥獣行政主管部局長 殿

環境省自然環境局

野生生物課長

令和 8 年度クマの出没に係る適切な対応及び クマに関する情報提供について（依頼）

鳥獣保護管理行政の推進につきましては、平素より御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、ヒグマ及びツキノワグマ（以下「クマ」という。）の個体数の増加、分布の拡大に伴い、市街地への出没や人身被害の発生等が多く報告されています。昨年度はクマによる人身被害が過去最多を更新し、住民の安全・安心を脅かす深刻な事態となりました。また、これからの時期は、冬眠から覚めたクマが活動を開始するとともに、春の山菜採りや登山等の春の行楽シーズンを迎え、人が山野へ立ち入る機会が多くなります。

このため、各都道府県におかれましては、住民や観光客等とクマとの不慮の遭遇を避けるためにも、引き続き、関係部局と連携の上、クマの出没や被害防止に関する情報提供を行うとともに、農地や集落周辺における生ごみや放置された農作物等のクマの誘因物の管理・除去や、追い払い等に当たり、がん具煙火として販売されている火薬類を使用する際には、火事等が引き起こされないよう、使用場所の周辺環境や使用方法について留意するよう注意喚起をお願いいたします。

特に、市街地に出没したクマの対応については、市町村、警察、狩猟関係団体等と緊密な連携の下、国民の安全確保に向けて、万全の体制を整えるようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、地域の実情を踏まえたクマの保護・管理を推進するため、下記により、住民・管内関係機関への情報提供・注意喚起に関する市町村等への周知、環境省への情報提供及び目撃・出没情報等収集システムの活用について御協力をお願いいたします。なお、クマの恒常的生息域ではない県におかれましても、必要に応じてご対応をお願いいたします。

なお、既にご承知のとおり、昨年度はクマ被害対策等に関する関係閣僚会議が開催され、クマ被害対策パッケージ及びクマ被害対策ロードマップが策定されました。引き続き、関係省庁が緊密に連携し、実効性の高い対策を着実に、かつ、段階的に実行することとしておりますので、各都道府県におかれましても関係部局が連携し、クマ被害対策等を進めることで人とクマのすみ分けが実現できるよう、ご協力をお願いいたします。

記

【住民・管内関係機関への情報提供・注意喚起】

1. 出没や被害防止に関する市町村等への情報提供
 - ・これからの時期は、冬眠から目覚めたクマが活動を開始するとともに、山菜採りや登山等の春の行楽シーズンを迎え、山野へ立ち入る機会が多くなります。
 - ・住民や観光客等とクマとの不慮の遭遇を避けるためにも、関係部局と連携の上、クマの出没や被害防止に関する情報提供をお願いします。

2. 関係機関が連携した出没時の迅速な対応
 - ・昨年ブナ科堅果類の凶作等に伴い食物資源が不足した地域においては、栄養状態の悪い個体や母グマを失った子グマ等の行動圏が拡大し、市街地出没の発生リスクが高まる可能性があります。
 - ・クマが出没した際には、市町村、警察、猟友会など関係機関と密に連携を取り、現地の状況や被害に応じた迅速な対応をお願いいたします。また、現場の対応にあたる関係者の安全確保についても、ヘルメットやクマ撃退スプレーなどを適切に装備するなど、万全を期すようお願いいたします。

3. 誘因物の管理・除去についての市町村等への注意喚起

農地や集落周辺における生ごみや放置された農作物、果樹等はクマを誘因する要因となりますので、誘引物の管理・除去について注意喚起をお願いいたします。

4. がん具煙火として販売されている火薬類を追い払い等に使用する場合の市町村等への注意喚起
 - ・これからの時期は、降水量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くという、火災が発生しやすい気象条件が重なります。
 - ・追い払い等にごん具煙火として販売されている火薬類を使用する際には、人や引火する危険がある方向に向けて使用しないよう、また、燃えやすい物のある場所での使用について注意喚起をお願いいたします。

5. クマの保護・管理に関する技術指針や取組事例の市町村等への情報提供
 - ・環境省等では、クマの市街地等への出没、人身被害の発生、錯誤捕獲の発生等に対応するため、別紙のとおりガイドライン等を策定・通知等しています。
 - ・これらについて、管内市町村など関係機関に情報提供いただくとともに、地域の状況に応じた保護・管理の参考として御活用ください。

クマ被害対策に関する地方公共団体向けの情報

クマによる人身被害の分析レポート（令和8年4月）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-bunseki-r0804.pdf>

クマをはこわなで捕獲等する際のポイントと留意点（令和8年4月）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-hakowana-r0804.pdf>

- ・特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）令和8年度版（令和8年4月）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/index.html>

- ・クマ被害対策ロードマップ（令和8年3月）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-counter-roadmap-r080327.pdf>

- ・国立公園に出かける前に知っておきたいクマのこと（Webサイト。令和8年3月公開）

<https://www.env.go.jp/nature/nationalparks/about/bear/>

- ・鳥獣の捕獲等に従事する者に係る猟銃等の購入に関する財政支援及び猟銃等の取扱い等について（通知）（令和8年2月）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-oshirase-r080212.html>

- ・政府によるクマ被害対策支援メニュー一覧（令和8年1月）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-shienmenu.pdf>

- ・クマ被害対策等関係情報のお知らせ（12月23日追加）（令和7年12月）

1. クマ被害対策の円滑な実施

- ①夜間銃猟安全管理講習会等の追加開催について
- ②専門家派遣事業の実施について

2. 関係省庁のクマ被害対策等に係る通知等

- ①クマ被害対策パッケージ決定を踏まえた河川におけるクマ被害対策の取組について（国土交通省）
- ②航空法第132条の92の特例適用の対象となり得る事例（ドローン関連）（国土交通省）
- ③警察職員の退職予定者及び退職者への鳥獣保護管理への協力依頼について（環境省）
- ④自衛官の退職予定者及び退職者への鳥獣保護管理への協力依頼について（環境省）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-oshirase-r071223.html>

- ・警察職員及び自衛官の退職予定者及び退職者への鳥獣保護管理への協力依頼について
(令和7年12月)

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-oshirase-r071219.html>

- ・「緊急銃猟への協力をお願いについて (R7.11)」の作成について (令和7年11月)
※「緊急銃猟における責任等の考え方」を含む

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-oshirase-r071128.html>

- ・クマ対策専門家緊急派遣事業 (鳥獣プロデータバンク関連) の受付を開始します
(令和7年11月)

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1.html>

- ・クマ被害対策等関係情報のお知らせ (11月14日追加) (令和7年11月)

1. 「クマ被害対策施策パッケージ」の公表
2. 「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の改正に係る準備会合」の開催
3. クマ被害対策の円滑な実施
 - ① 専門家派遣事業の実施について
 - ② カスタマーハラスメント対策事例について
4. 関係省庁のクマ被害対策等に係る通知等
 - ① クマの出没に対する保育施設等の安全確保について (こども家庭庁、環境省)
 - ② 農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について (依頼) (農林水産省)
 - ③ 林業現場におけるクマ類による林業従事者等の人身被害防止の徹底について (林野庁)
 - ④ 鳥獣の保護及び管理に関する業務に従事する職員を採用する際の留意事項等について (通知) (総務省、環境省)

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-oshirase-r071114.html>

- ・クマ被害対策パッケージ (令和7年11月)

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-counterplan-r071114.pdf> (本文)

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-counterplan-summary-r071114.pdf> (概要)

・クマ被害対策等関係情報のお知らせ（令和7年10月）

1. クマ被害対策等に関する関係閣僚会議の開催
2. クマ被害対策の円滑な実施
 - ①緊急銃猟の事例を踏まえた対応ポイント（R7.10.31）
 - ②錯誤捕獲発生時の適切な対応
3. 関係省庁のクマ被害対策等に係る通知等
 - ①クマによる人身被害の防止に向けた環境大臣談話（環境省）
 - ②クマの出没に対する学校及び登下校の安全確保について（文部科学省）
 - ③熊の出没による人身被害防止のための対応について（通達）（警察庁）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-oshirase-r071031.html>

・クマ類の出没対応マニュアル（令和3年3月）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/>

【環境省への情報提供】

1. クマに係る情報の提供

例年のお願いとなりますが、春期のクマの出没が増える時期を迎え、クマに係る情報について、次の（１）～（５）に関する情報を、別添エクセルシート「【様式】堅果類の着花結実状況・クマ被害対策に係る情報提供」に記入いただき、御提供をお願いいたします。

ご参考として、これまでに御提供いただいた情報を整理した資料を添付します。こちらの内容について更新がございましたら、合わせてご連絡いただけますと幸いです。

- （１）令和８年度堅果類の開花情報、結実調査について
- （２）令和８年度春期におけるクマ出沒注意情報等の発出について
- （３）令和８年度クマの出沒に関する情報提供等について
- （４）緊急銃猟の運用等警察部局との連携・協力体制について
- （５）関係機関との連絡会議等の開催について

2. 情報提供に係る期限

令和８年７月２４日（金）

3. 情報提供の提出先（メールにて、以下のすべてのアドレスに送付願います。）

高橋 YU_TAKAHASHI@env. go. jp

安村 SHOGO_YASUMURA@env. go. jp

小幡 YUSUKE_OBATA@env. go. jp

【目撃・出没情報等収集システムの活用】

令和4年3月より「捕獲情報収集システム」に目撃・出没情報等の入出力機能を追加しましたので、関係部局及び管下市町村等に周知の上、今後は積極的な利用をお願いいたします。

捕獲情報収集システム：<https://capinfo.env.go.jp/wildlife/>

(LGWANの場合：<https://capinfo.env.hq.admix.go.jp/wildlife/login/>)

注：茨城県、千葉県、四国4県、九州・沖縄8県については、クマの恒常的生息域ではない、又は捕獲実績がないと認識していますが、該当するものがある場合には、ご報告をお願いします。

環境省野生生物課鳥獣保護管理室

担当：高橋 YU_TAKAHASHI@env.go.jp

安村 SHOGO_YASUMURA@env.go.jp

小幡 YUSUKE_OBATA@env.go.jp

(TEL03-5521-8285)

皆さんの現場は、クマの生息域です。常に、近くにクマがいるかもしれないと注意しながら作業しましょう。

林業の現場では、特に**冬から春にかけて「巣穴付近での被害」が発生**しています。

**クマ類が生息している山林で作業する際は、
以下の事項について注意願います。**

- ① 単独行動を避け、鈴やラジオなど音の出るものを携帯し、人の存在を知らせてください。
クマ撃退スプレーの携行も推奨されます。
- ② 混合油などの燃料は、クマの誘引物とされています。
給油場所、保管場所では周囲に注意を払ってください。
- ③ 弁当等の食品管理を徹底してください。
※においの漏出を防ぐため、丈夫なプラスチックや金属製のフードロッカーの利用も検討してください。
- ④ 岩陰や乗り越える尾根の先などの見通しの悪い場所では、クマと突発的に遭遇する可能性があるため、手前で立ち止まって大きな声を出すなどにより安全を確認してください。
- ⑤ 冬から春先にかけては、倒木、岩穴や木の根上がり等の空洞といった巣穴（冬眠穴）として利用しそうな場所には、不用意に近づかないでください。

巣穴の例（撮影：佐藤嘉宏）



倒木の根元



樹洞



樹洞

「遭遇した場合」については裏面へ

詳しくは、環境省作成マニュアル

「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー」を参照願います。

※クマ撃退スプレーは、有効成分・濃度、噴射距離・時間など性能差があるので確認して選んでください。

なお、製品の性能は、EPA（米国環境保護庁）に登録されたものが参考となります。



クマ類に遭遇した際にとるべき行動

(1) 遠くにクマがいることに気がついた場合

落ち着いて静かにその場から立ち去ります。

(2) 近くにクマがいることに気がついた場合

クマを見ながらゆっくり後退する、静かに語りかけながら後退する、など落ち着いて距離をとるようにします。

慌てて走って逃げてはいけません。

(3) 至近距離で突発的に遭遇した場合

攻撃を回避する完全な対処方法はありません。

クマは、顔面・頭部を攻撃することが多いため、両腕で顔面や頭部を覆い、直ちにうつ伏せになるなどして重大な障害や致命的ダメージを最小限にとどめることが重要です。

(4) 親子グマとの遭遇

子連れのクマと遭遇した場合、速やかにその場から離れることが必要です。

(5) クマ撃退スプレーによる撃退

クマの目や鼻・のどの粘膜にスプレーが当たるよう、顔に向かって噴射することが重要です。

射程距離は 5 m 程度と短い製品が多いため、十分クマを引き付けてから噴射する必要があります。

クマと遭遇した際の正しい対処法については、環境省作成マニュアル「クマ類の出没対応マニュアル－改定版－」等で確認ください。